

文化財の保存及び保護に関する補助金等交付要綱

平成 13 年 4 月 2 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、文化財の保存及び保護に関する補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和 4 2 年鳥取市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、本市に所在する文化財の適正な保存管理とその活用を図るための事業に補助金を交付し、もって文化財保護の充実に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定文化財 文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号。以下「法」という。）、鳥取県文化財保護条例（昭和 3 4 年鳥取県条例第 5 0 号。以下「県条例」という。）及び鳥取市文化財保護条例（昭和 4 8 年鳥取市条例第 2 号。以下「市条例」という。）の規定により指定された文化財をいう。
- (2) 登録文化財 法の規定により文化財登録原簿に登録された文化財をいう。
- (3) 未指定文化財等 未指定の文化財と文化財の周辺環境のうち、鳥取市歴史文化基本構想に掲載されているものをいう。
- (4) 所有者等 指定文化財又は登録文化財の所有者、保持者、保持団体、管理団体及び文化財保存活用支援団体をいう。

(補助対象事業等)

第 4 条 本補助金の補助対象事業、補助対象者及び補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の算定等)

第 5 条 本補助金は、補助対象経費の額（本補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、その額を除く。）に 2 分の 1 を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表第 3 号の経費については、2 0 万円を限度とし、別表第 4 号の経費については、5 万円を限度とする。

(承認を要しない変更)

第 6 条 規則第 9 条第 1 項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助対象事業に係る本補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助対象事業の目的又は仕様に及ぼす影響が大きい変更

(着手届)

第 7 条 本補助金の交付に係る事業は、規則第 1 0 条第 1 項第 3 号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しないものとする。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則
この要綱は、平成 13 年 4 月 2 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条、第 5 条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費
(1) 指定文化財の保存修理事業	所有者等	報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費
(2) 指定文化財の管理事業	所有者等、その他該当事業を行う個人・団体	報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費
(3) 指定文化財、登録文化財又は未指定文化財等の保護啓発を目的として行う研修会等	所有者等、その他該当事業を行う個人・団体	報償費、旅費、需用費（食糧費は除くが、講師等に対するものは対象とする。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費
(4) 登録文化財への登録申請	該当事業を行う個人・団体	報償費、需用費（食糧費は除く。）委託料
(5) 登録文化財の国庫補助事業対象事業	所有者等	報償費、旅費、需用費（食糧費は除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費